

海外経済要録

国際機関

◇第58回OPEC定例総会開催

OPEC(石油輸出国機構)は12月15、16日の両日、バリ島(インドネシア)で第58回定例総会を開催し、当面の原油価格について次のような決定を行った。

- ① 基準原油価格(アラビアン・ライト)を32ドル/バレルに設定する(従来30ドル/バレル)。
- ② 各国が自国の原油価格の設定に際しその算定の基礎としうる「見做し」基準原油価格の上限を36ドル/バレルとする(従来32ドル/バレル)。
- ③ 油種間格差を含めたOPEC原油の上限価格を41ドル/バレルとする(従来37ドル/バレル)。

もっとも、今次決定は当面の原油価格について上限値を設定したに過ぎず、また値上げの実施時期についても明記されていないことから、今後OPECの原油価格がどの程度上昇するかは、需給動向やそれを背景とした各産油国の出方に依存するかたちとなっている。

なお、サウジアラビアは、会期中の15日に同国産原油価格を2ドル引上げ(アラビアンライト、30→32ドル/バレル)、11月1日に遡って実施する旨発表した。

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度を一部改訂

連邦準備制度理事会は11月26日および12月8日、支払準備制度(いわゆるレギュレーションD)を次のように改訂する旨発表した。

(1) ユーロ債務残高計算方式の一部改訂(11月26日発表)

支払準備制度の対象となるユーロ債務残高の計算については、①在米預金取扱い金融機関(外銀を含む)の海外本支店からの借入額、②同本支店に対する資産売却額、および米国金融機関(外銀以外)の場合は③海外支店の米国居住者向け貸付額の合計額から、同本支店に対する貸付額を控除した額とすることとし(注)、12月11日に始まる準備積み立て週より実施する。

(注) 従来の計算方式は、在米預金取扱い金融機関の海外本支店に対する貸付額は同借入額のみから控除されることになっていたため、貸付額が借入額を上回った場合は零とカウントされ、その他上記③、④項目から控除されることにはなっていなかった(55年9月号「要録」参照)。

今次改訂につき同理事会は、「同一の資金に2回準備

を課すことを避けるための措置」と説明している。これは従来、例えば、金融機関が米国内で調達した資金<国内取引>を海外支店に貸付け、これを当該支店が米国内居住者に貸付けた場合<ユーロ取引>には、国内取引、ユーロ取引の双方に準備が課せられることとなっていたが、今回の改訂により海外支店に対する貸付が海外支店からの借入を上回った場合には、その差額分だけ海外支店の居住者向け貸付額から控除することとなるため、その限りで二重の準備積み立てを回避できることになるもの。

(2) 決済勘定の定義の一部変更(12月8日発表)

支払準備制度の対象となる決済勘定のうち、電話連絡や事前の取決めにより預金の振替えが可能な勘定については、「月4回以上」取引がある場合のみ対象にされることとなっていたが、これを金融機関の事務手続き簡素化のため「金融機関の経理期間(statement cycle)または同様の期間(ただし、期間4週間以上のもの)中に4回以上」取引がある場合と改め、12月1日より実施する。

◇米国連邦住宅貸付銀行理事会、貯蓄貸付組合の信託業務実施を承認

米国連邦住宅貸付銀行理事会は11月26日、貯蓄貸付組合が商業銀行と同様に信託業務(受託、管理、運用)を行うことを認める旨発表した。本措置は「1980年金融制度改革法」(55年5月号「要録」参照)により貯蓄金融機関の業務範囲の拡大が認められたことに対応してとられたものであり、その概要は、次のとおり。

(1) 実施時間

1981年1月1日以降。

(2) 信託業務の申請手続き

連邦免許の貯蓄貸付組合は、信託業務実施に関する申請書をその地区の連邦住宅貸付銀行に提出しなければならない。また、その際、新業務遂行のための財務力および当該地区内での業務活動の必要性を明らかにする必要がある。

(3) 信託業務遂行のための付随事項

信託資産をその他の資産と分離し、信託部門の記録を他と明確に区別し、さらに信託業務に関する問題を処理できる法律顧問を持たなければならない。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

カーター大統領は12月19日、国庫債務臨時限度額を81年9月30日までの期限付きで、現行の5,250億ドル(80年7月以降設定)から5,351億ドル(永久限度額4,000億ドル

を含めた総限度額は9,351億ドル)に引上げる法律に署名した。

◇米国、賃金・物価安定協議会の存続期間を延長

カーター大統領は12月9日、賃金・物価安定協議会(賃金・物価動向の監視自主的価格ガイドラインの設定を行っている)の存続期間を1年間延長する法律に署名した。同法律の内容は次のとおり。

1. 80年9月30日で期限切れとなる賃金・物価安定協議会の存続期間を81年9月30日まで延長する。
2. 賃金・物価の監視費用として81年度に9,770千ドルの予算を承認する。
3. 1969年信用規制法に基づく大統領の信用規制実施権限を82年6月30日に失効させる(注)。

(注) なお、カーター大統領は、「インフレとの戦いが重要な時期において同権限は極めて有益である」として、同権限が失効するまでの18か月の間に信用規制法の改正法を成立させるよう議会に求めている。

◇カナダ、銀行法等を改正

カナダ議会は11月26日、銀行法等の改正法案(注)を可決、これらは総督の裁可を経て12月1日に発効した。

今回の銀行法改正では、新たに外銀の現地法人によるカナダ国内での銀行活動が一定条件の下で認められることになった点が最も大きな特色である。

(注) 銀行法等の改正法案は、78年5月、11月、79年10月の3回にわたり議会で提出されたが、議会で審議遅延や政権交代等が響きいずれも審議未了・廃案となった経緯がある。今回はそれら法案を若干修正し80年4月に再々提出されていたもの。

なおカナダの銀行法は時限立法となっており、従来の法律は77年6月末で期限が到来し、これまで4回にわたり期限延長されていた。

今回の改正には、銀行法の改正、同関連法律(カナダ銀行<中央銀行>法等)の改正およびカナダ手形交換協会法の制定が含まれている。

今次改正の骨子は次のとおり。

1. 銀行法関係

(1) 銀行設立条件の緩和

- イ. 銀行の新設は個別の特別法または総督(Governor in Council)の承認に基づき大蔵大臣が発行する特許状(letters patent)によるものとする(従来は特別法による場合のみ)。
- ロ. 現存の各種金融機関は同様に発行される特許状により、銀行へ転換することが認められる。
- ハ. 銀行の新設および各種金融機関の銀行への転換に対して異議が出された場合、銀行監督官(Inspector General of Banks)は公聴会を開かねばならない。

(2) 外国銀行の対カナダ進出認可

外国銀行に対して、新たに、次の要件を満たす場合

に限りカナダ法人の子会社設立によりカナダ国内で銀行業務を営むことを認める(支店、エージェンシーの設立は認めない)。

- イ. 外銀の本国が相互主義の原則に基づき、カナダの銀行に対しカナダと同様の営業活動を認めていること。
- ロ. 外銀子会社(子会社の設立は国内銀行と同様に特許状により認可)の営業開始に際しては、総督の承認に基づき大蔵大臣が発行する免許(licence)を取得し、またこの免許を設立当初5年間は1年ごとに、その後は3年ごとに更新すること。
- ハ. 外銀子会社の授権資本は最低500万カナダ・ドルとすること。
- ニ. 外銀子会社は国内銀行と同様準備預金積立て義務等の諸規制に服するほか、カナダ居住者に対する負債および払込資本の合計に等しい国内資産(ただし授権資本の20倍を限度とする)を保有すること。
- ホ. 外銀子会社がカナダ国内に支店を設置する場合(海外支店の設置は禁止)、第2店舗以降については大蔵大臣の承認を得ること(支店数自体の制限はなし)。
- ヘ. 取締役の半数以上をカナダ国民とすること。

なお全外銀子会社の国内資産総額については、カナダの銀行全体の国内資産総額の8%を限度とするよう運用する。

(3) 現金準備率の引下げ等

- イ. カナダ・ドル建預金残高に対する現金準備率を今後4年間にわたり以下の水準まで段階的に引下げる。

	現行	引下げ後
要求払預金	12%	10%
定期性預金		

5億ドル以下の部分	4	2
5億ドルを超える部分	4	3

- ロ. カナダ国内の外貨建居住者預金残高に対し新たに3%の準備率を賦課する(直ちに適用)。

(4) 銀行業務の多様化等

- イ. 銀行が子会社設立によりリース業、債権買取業を営むことを認める。
- ロ. 銀行の社債引受け業務を禁止する(連邦債、地方債、政府機関債国際機関債の引受けは従来通り認める)。

2. 手形交換制度の拡充

「カナダ手形交換協会法(the Canadian Payments Association Act)」を制定し、これに基づき「カナダ手

形交換協会」を設立、銀行(強制加盟)のみならず、その他の決済性預金受入可能金融機関(信託会社、貸付会社、信用組合等)も同協会の一員(任意加盟)として、手形交換制度に参加できるものとする。

3. カナダ銀行法関係

上記手形交換制度の拡充に伴い、カナダ手形交換協会に任意加盟している銀行以外の金融機関からも預金の受入れを認める。また預金取引を開始した先については貸出を行うことをも認める。

欧州諸国

◇EC首脳会議開催

EC加盟各国首脳(EC委員長および81年1月1日EC加盟予定のギリシャ首相を含む)は12月1・2日、ルクセンブルグにおいて80年初来3回目の会合を開き、中東問題、ポーランド情勢等国際政治問題、および域内経済問題等につき討議を行った。

会議終了後発表されたコミュニケのうち、経済問題に関する主要点は以下のとおり。

(1) 域内経済の現状

第2次オイル・ショックに端を発する世界的不況が進展するなかで、欧州経済の見通しは過去に例をみないほど暗く、殊に、EC加盟各国において失業者が急増していることは最も大きな懸念材料である。

経済成長率を高め、若年層を中心とする雇用環境の持続的改善を図るためには、インフレ率の削減、企業の競争力強化、適切な設備投資等による構造的調整が不可欠である。こうした調整は、各国政府および労使の一致協力により実現されようが、他方EC諸機関も、構造失業の減少と後進地域開発を優先する政策を続行せねばならない。

なお加盟各国首脳は、石油依存度削減に向けての各国の決意を再確認するとともに、石油市場の緊張回避の観点から、11月27日のエネルギー担当相理事会における合意(注)を重視する。

(注) 同理事会における合意の概要は以下のとおり。

- ① 石油の高値スポット買い自粛。
- ② EC全体の石油備蓄量が90日分に減少するまで(現在125日分)、当面の石油需要は備蓄取崩しで賄う。
- ③ いずれかの加盟国の石油備蓄が90日分を下回った場合、他の加盟国が当該不足分を融通。

(2) 金融問題およびEMS

国際金融・通貨体制の安定は、国際収支不均衡の是正と産油国余剰資金の還流が円滑に進むための前提条件となる。

発足後2年を経過したEMSは、この間の国際環境の変化にもかかわらず模範的に機能し、EC域内のみならず、世界的新通貨秩序の設立に貢献した。ECとしては、国際収支赤字ファイナンスのための信用制度の整備、ECUの決済手段としての役割の漸進的拡大をはじめ、欧州通貨問題に積極的に取組んでゆく所存である。これらの措置により欧州の通貨安定圏は強化されようが、さらに、金利政策における協調、および第3国通貨への対応における当該国当局をも含めた協調も必要となろう。なお、加盟各国首脳は、適当な時期にEMSを第2段階に移行させるべく、同制度を強化してゆく決意を確認した(注)。

(注) EMSは、発足後2年以内に見直し作業を行い、欧州通貨基金(EMF)の創設を含む第2段階に移行することとされていた(54年1月号「要録」参照)が、EC蔵相理事会は80年9月中旬の非公式会議において、「81年3月のEMF創設は野心的に過ぎ、当面は中央銀行間の各種信用取決めを延長することにより、EMSを完成させる手段を策定する期間を設ける」旨合意に達した。

なお、今次首脳会議で承認された欧州通貨評議会の報告では、「EMSは現状のまま2年間凍結されるべきである」とされており、同会議終了後の記者会見でフランスのジスカールデスタン大統領は、EMSの2年間現状凍結を確認した。

(3) 産業政策

加盟各国の産業政策は、共同市場の利点を最大限に生かし、EC製品の競争力を強めるよう相互に調整されることが望ましい。このため加盟各国首脳は関係EC諸機関に対し、産業構造の転換および市場の共同性維持のための具体策を検討するよう要請する。

(4) 貿易問題

加盟各国首脳は、自由かつ公平な世界貿易体制維持の重要性を強調し、この観点から、外相理事会が11月25日に採択した対日声明(注)を支持する。

(注) 同理事会が採択した対日声明の概要は以下のとおり。

EC加盟国産品の日本市場進出は依然不十分である一方、日本は過度の輸出攻勢によって原油価格引上げがもたらした国際収支赤字に対処しようとしており、こうしたことから生じた日本・EC間の貿易不均衡拡大を是正するため、両者は広範な対話を必要としている。

上記対話の推進は、以下の進展を前提条件とする。

- ① 日本は、特定部門につき、早期かつ有効な輸出自主規制を行う。
- ② 円相場は、日本経済の力足を正当に反映した水準に置く。
- ③ 日本は、新たな輸入規制措置をとらず、また、EC加盟国産品輸入を早期かつ実質的に増やす旨明確に公約する。
- ④ 日本は、EC以外の貿易相手国に対し、ECに与えている以上の優遇を与えない。
- ⑤ EC側も、産業構造の改革、対日輸出努力強化等により、日本との競争に耐え得る力を培う。

◇新EC委員会発足

EC外相理事会は12月15日、81年1月5日をもって任期切れとなるジェンキンスEC委員長およびその他12名

のEC委員の後任として、かねて次期EC委員長に内定していたトルン前ルクセンブルグ副首相(55年8月号「要録」参照)およびその他13名の新委員(注1)を承認した。この結果、新委員会は81年1月6日をもって正式発足の運びとなった。

新委員会の顔振れ、および各担当分野は以下のとおり(注2)。

Gaston Thorn(ルクセンブルグ) <委員長>

事務局、法務、広報、安全保障、文化
François-Xavier Ortoli(フランス、留任)

経済金融、信用投資

Wilhelm Haferkamp(西ドイツ、留任)

対外関係

Finn Olav Gundelach(デンマーク、留任)(注3)

農業

Lorenzo Natali(イタリア、留任)

地中海沿岸地域政策、EC拡大、情報

Claude Cheysson(フランス、留任)

開発政策

Antonio Giolitti(イタリア、留任)

地域政策、EC諸基金の調整

Etienne Davignon(ベルギー、留任)

産業政策、エネルギー、欧州原子力共同体(EURATOM)、科学研究

Christopher Tugendhat(英国、留任)

予算・財務管理、金融機構、税制

George kontogeorgis(ギリシャ)

運輸、漁業、観光

Karl-Heinz Narjes(西ドイツ)

域内市場・産業革新、関税同盟、環境、消費者保護、原子力の安全管理

Frans H. J. J. Andriessen(オランダ)

欧州議会関係、競争政策

Ivor Seward Richard(英国)

雇用・社会問題、政府・労・使三者会議、教育・職業訓練

Michael O'Kennedy(アイルランド)

委員長代理、人事庶務、統計、出版

(注1) EC委員会は従来13名の委員(任期4年、うち1名は委員長<任期2年>)からなっていたが、81年1月1日からギリシャがEC加盟国となるため、新委員会は同国代表を含めて14名の委員を擁することとなる。

(注2) 副委員長(任期2年、今期は5名の予定)は未定。

(注3) Gundelach委員は1月13日に急死したため、EC委員会は同月21日、デンマーク代表の新委員として Poul Dalsager 前同国農相を迎える旨承認した。Dalsager 新委員は、故 Gundelach 委員に引継ぎ農業問題を担当する。

◇西ドイツ、内外債の新規発行を一時停止

西ドイツ中央資本市場委員会(ZKMA)は、12月11日の会合で、米国金利の急上昇に伴う国内公社債相場の大幅下落に対処するため、先に決定したマルク建外債の新規発行停止措置(55年12月号「要録」参照)を延長するとともに、国内債についても新規発行を次回会合(1月15日)まで見合わせることを決定した。

◇西ドイツ銀行協会、対外信用供与の自主規制を申し合せ

西ドイツ銀行協会は、12月中央、同国の大幅経常収支赤字のファイナンス促進に資するとの見地から、対外信用供与に関するブンデスバンクからの自粛要請に従い、傘下金融機関と協議の上、概要以下のような申し合せを行った。

(1) 期間4年以上、1件当たり10百万マルク以上の対外信用供与(輸出取引に係るものは除外)を自粛する。

(2) 本申し合せの有効期間は差当たり81年3月末までとする。

◇フランス、石油製品価格を引上げ

フランス政府は、12月13日より、石油製品価格の引上げを以下のとおり実施した。政府公定価格となっている同製品の価格引上げは本年に入って6回目である。

1リットル
当
フラン

(カッコ内は引
上げ率、<>
は、年初来引
上げ率、%)

スーパー・ガソリン……3.51 → 3.65 (+4.0<+18.5>)

レギュラー・ガソリン……3.30 → 3.44 (+4.2<+19.9>)

軽油……2.49 → 2.63 (+5.6<+29.6>)

灯油……1.685 → 1.816(+7.8<+48.7>)

今回の石油製品価格改訂幅は、各品目一律に1リットル当たり14サンチーム(灯油のみ13.1サンチーム)と1月(一律19サンチーム)に次ぐ大幅な引上げとなったが、政府ではこの理由につき①最近のドル高による原油輸入代金の高騰(リットル当たり6.5サンチーム)②貯蔵費用や海上運賃の値上り、高値スポット物原油入着増等(同4.5サンチーム)③国内輸送費の増大と小売業者のマージン引上げ(同3サンチーム)を挙げている。

◇フランス、80年度第1次、第2次補正予算成立

フランスの80年度第1次、第2次補正予算案は12月19日、元老院(上院)で可決、成立した。第1次補正予算は、物価の上昇に伴い増すをみた行政諸経費の補てん(51億フラン)等を主たる補正要因としているが、公共企

業体向け融資増(13億フラン)や7、9月の経済対策(建設業界へのでこ入れ等)など、傾来の個別対策の予算面の裏づけも同時に図ったものである。また第2次補正予算では、農家所得の目減りの補てん(37億フラン)を企図している。今次補正により、総収支じり赤字は当初の312億フランから358億フランに拡大した。

80年度予算歳出入、収支じり推移は次のとおり。

(単位・億フラン)

		1980年度 当初予算	第1次 補正予算	第2次 補正予算	1980年度 補正後 予算
確定 収支	歳出	5,250	+ 373	+ 37	5,660
	歳入	4,979	+ 269	—	5,248
	収支じり	△ 272	△ 104	△ 37	△ 413
暫定 収支	歳出	790	+ 29	—	819
	歳入	750	+ 124	—	874
	収支じり	△ 40	+ 95	—	55
総収支じり		△ 312	△ 9	△ 37	△ 358

◇フランス銀行、金融調節方式を一部変更

1. フランス銀行は、最近の金融情勢の変化に伴い以下のように金融調節方式を一部変更し、81年1月から実施した。

(1) 輸出関係制度貸付を実行した場合は、貸付依頼銀行を相手として、即日、同額の資金吸収オペを実施する。

① 資金吸収オペ手段としては、従来の買戻条件付手形売却(pension)のほか、今般新たに預り証発行による資金吸収手段を創設(「engagement」と呼称。これにより吸収される資金は「engagements résultant d'interventions sur le marché monétaire」の勘定名で経理)。

② 輸出関係制度貸付金利(再割金利)は据置き、資金吸収オペの金利はコール翌日物市場レートとする。

(2) 現行の中期輸出信用流動化制度を手直しし、フランス外資銀行による再割プロセスをカット、直接フランス銀行が市中銀行に割引を実行する。

2. フランス銀行では、72年1月以降信用供与を市場オペを中心に行うことを原則としてきたが、実際には、輸出関係制度貸付が輸出伸長や優遇金利(EC域外向け中期輸出手形再割引、4.5%)の適用から年々増大、このため、与信増の大半は同貸付増で占められるかたちとなっていた。特に今年になってからは、外為の払超を主因と

する資金余剰を主としてオペで吸収したため、同行与信総残高は減少し、これに占める輸出関係貸付のウエイトは8割程度にまで達するなど、金融調節の弾力性が大幅に阻害される懸念が高まっていた。今回金融調節方式の変更は、こうした欠陥を幾分是正するためにとられた措置である。

◇イタリア、震災地救済資金調達のための増税強化措置を決定

1. イタリア政府は12月11日、11月下旬大地震に見舞われたバジリカータ州、カンパーニャ州周辺地域救済資金調達のため、以下の増税強化措置を決定した。

① 石油製品に対する増税(12月12日実施、81年中の税収増1.25兆リラ)(注)

(注) 本措置に伴い、主要石油製品価格は以下のごとく引上げられた(税込み小売価格、リラ)。

スーパー・ガソリン(1リットル当り)	775→850
レギュラー・ガソリン(同)	740→815
自動車用LPG(同)	490→555
動力用メタン(1立方メートル当り)	407→425

② 所得減税の繰り延べ(81年中の税収増1.15兆リラ)

81年7月1日に予定されていた所得減税(55年12月号「要録」参照)の実施を82年(日程未詳)に繰り延べる。

2. 本措置に対する反響をみると、地震の被害が極めて大きかったことから、その対策のために国民全体が犠牲を払うのは致しかたないとの論調が一般的であるものの、年初来4回目の石油製品価格引上げについては、「物価に悪影響を与えるばかりでなく、業務上の燃料利用にかかる負担が重くなり、また現在の自動車不況に拍車をかけることとなる」(Il Sole 24 Ore 紙)との懸念も強い。

◇イタリア、為替管理を緩和

1. イタリア為替局は12月16日、9月末に導入した為替管理強化措置を一部解除した。すなわちイタリア為替局は9月29日、同月27日の第2次コシガ内閣総辞職による為替市場混乱を回避するため、①外貨預入期間の短縮(15→10日)、②外貨建輸出ユーザンス供与に際する外貨借入の義務づけ(輸出代金の50%相当額)、③輸入ユーザンスの期限前決済禁止措置を実施した(55年10月号「要録」参照)が、今回上記②③を解除することとした。

2. 今次措置は、①政局不安による相場かく乱懸念が薄らぎ、EMS内のリラ切下げ予想が鎮静してきていること、②リラ建貸出規制強化もあり、このところ資本流入が増大していること、および③輸出業者間で、「海外金利高の折柄、外貨借入義務は収益面への大きな圧迫要因

となっている」等との不満の声が高まっていることを背景に決定された。なおイタリア銀行では、「本措置により、リラに対する海外の信認が回復することを期待する」旨コメントしている。

◇スイス中央銀行、81年の通貨量目標値を公表

1. スイス中央銀行は、12月19日、81年の通貨量目標増加率を、マネタリーベース(注)で、年平均4%と決定、発表した。

(注) 流通現金+中央銀行預け金。

2. 同行のプレスコミュニケの要旨は次のとおり。

- (1) スイス中央銀行は、政府とも協議のうえ、81年のマネタリーベースの伸びは4%が望ましいと判断した。4%の増加率は中期的にみれば望ましい通貨量増加率を若干上回っているが、これは世界景気の動向を定かに見極めることが困難であることによるものである。
- (2) 金融政策の変更は必要なく、スイス中央銀行は今後もインフレ率の段階的引下げを目指し、これまでの政策を継続するつもりである。
- (3) 本目標値については、為替市場が著しく不安定となった場合には、従来同様、一時的な乖離を許容するとの留保条件付きである。
- (4) 80年は目標値+4%に対し、実績見込みは+2%となったが、これは国際収支の悪化を背景とした外貨準備の減少のほか、外資流入規制(付利禁止等)の撤廃に伴い従来非居住者の手許に保蔵されていた流通現金が銀行預金のかたちで環流増をみたことによるものである。

◇スイス3大銀行、対西ドイツ政府借款の期限を再延長

1. スイス3大銀行(Schweizerische Union Bank, Schweizerische Kredit Bank, Schweizerische Bank)は、1月5日、西ドイツ連邦政府に対する総額750百万マルクのマルク建借款をさらに2年間延長することを決定した。

2. 同借款は76年6月に西ドイツ政府の財政赤字ファイナンスのために期間31ヵ月で供与され、79年1月に当時の為替市場が不安定化している状況に対処して2年間延長されていたもので、市場筋では今回期間が再延長されたのは、大幅経常赤字のファイナンスの必要に迫られている西ドイツ政府の働きかけによるものとみている。

◇ポルトガル、新内閣発足

12月7日の大統領選挙で再選されたエアネス大統領

は、12月22日に与党第1党である社会民主党(中道右派)のバルセマン党首を首相に任命(サカルネイロ前首相<社会民主党>は、12月4日に飛行機事故で死亡)、同首相は1月5日新内閣を発足させた。主な閣僚は以下のとおり。

首相……フランシスコ・ピント・バルセマン
副首相……バリシオ・オルタ
財政・計画相……ホアン・モライス・レイタン
外相……アンドレ・ゴンザレス・ペレイラ
欧州統合相……アルバロ・バラト

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1980年GNPを発表

韓国銀行は12月30日、1980年のGNP速報を発表した。これによると、1980年の実質GPNP成長率は前年比 $\Delta 5.7\%$ と、前年実績(同 6.4%)ならびに、当初計画目標(同 $3\sim 5\%$)を下回り、1956年(同 $\Delta 1.4\%$)以来のマイナス成長となった。その背景としては、鉱工業部門が設備投資、個人消費等内需不振や輸出の伸び悩みを映じ低調を続けたことに加え、天候不順の影響から農林水産業部門が大きく落込んだことが指摘されている。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(Δ)率・%)

		1978年	1979年	1980年 (暫定)
G N P	総額	11.6	6.4	$\Delta 5.7$
	農林水産業	$\Delta 4.0$	6.7	$\Delta 22.0$
	鉱工業	20.0	9.4	$\Delta 1.2$
	うち 製造業	20.7	9.8	$\Delta 1.2$
	(軽工業)	14.9	6.2	2.0
P	(重化学工業)	26.4	13.0	$\Delta 3.9$
	社会間接資本	21.3	8.8	4.1
	その他	10.3	2.0	$\Delta 5.3$
G	個人消費支出	10.3	8.7	$\Delta 1.1$
	政府の財貨・サービス 経常購入	15.2	$\Delta 0.6$	0.1
N	国内総固定資本形成	39.4	9.7	$\Delta 14.8$
	財貨・サービスの輸出 〔控除〕	17.5	$\Delta 3.6$	9.6
E	財貨・サービスの輸入	29.1	8.6	$\Delta 6.8$

(注) 1975年不变価格による。

◇台湾、公定歩合、市中預貸金金利の引上げを実施

中央銀行は1月5日、公定歩合の1%引上げを決定、即日実施した。これを受けて銀行公会(わが国の全銀協に相当)は預貸金金利の引上げを決定、中央銀行の承認を経て1月6日から実施することとした。上記措置は、昨年来の物価の高騰持続(消費者物価、前年比、80年7~9月+18.6%→10~11月+22.4%)にかんがみ、「インフレを抑制し、併せてこのところ減退傾向にある貯蓄意欲を高めることが肝要」(前国華中銀総裁)との判断からとられた措置である。

新旧金利は次のとおり(単位・年利、%)。

(1) 公定歩合(1月5日から実施)

	旧レート	新レート
手形再割引	11.0	→12.0
担保貸付	12.5	→13.5
無担保貸付	14.75	→15.75
輸出前貸	9.5	→10.0

(2) 市中金利(1月6日から実施)

イ. 貸付金利		旧レート	新レート
短期担保貸付	最低(プライム)	13.5	→14.0
	最高	16.2	→16.8
短期無担保貸付	最低	14.25	→14.75
	最高	16.2	→16.8
中長期貸付	最低	14.5	→15.0
	最高	16.2	→16.8
輸出前貸		10.5	→11.0

ロ. 預金金利(上限金利の引上げ)

	旧レート	新レート
当座預金	2.5	→据え置き
普通預金	8.5	→〃
定期預金		
3か月	10.25	→10.75
6か月	11.0	→11.5
1年	12.5	→13.0
2年	12.5	→13.5
3年超	12.5	→14.0

されることになった。

2. 新法の特徴点は以下のとおり

- ① 免許銀行(Licensed Bank)はすべて銀行協会への加盟を義務付けられること(第7条)。
- ② 預金金利のガイドライン設定等、重要議決事項については財務長官との事前協議を要すること(第12条)。
- ③ 協会での取決めに違反した者に対しては、譴責、会員権の停止、除名、手形交換業務の停止など罰則が強化されていること(第21条)。
- ④ 金利等のガイドラインの設定にあたる協定委員会(定員を従来の8~10行から12行に増員)については、香港上海銀行、チャータード銀行、中国銀行の3行が従来同様常任委員とされるほか、選任委員9行の配分が地場銀行4行、外銀5行と明記されたこと(第8条、従来は地場、外銀の区別なく5~7行を選任)。

3. 今次措置に関して銀行筋では、「香港が世界の金融センターとしてこれだけ成長した現在、金融市場調節の衝に当たる機構を強化する必要性は一段と高まっている」といった前向きな受け止め方が一般的。また、外銀筋でも、「委員会での議席が確保されたことにより自らの見解を反映させる機会が増えるのは歓迎できる」としている。もっとも、議決事項に対する政庁の関与が明文化されたこと等から、「これを契機に政庁の規制が強まるのではないか」といった懸念を表明する向きもみられる。

◇インド、直接投資流入規制の一部を緩和

インド政府は10月28日、産油国からの資金導入を促進するため、直接投資の認可基準を一部緩和する旨を発表した。具体的には、産油国の対インド投資については、ホテル・病院建設、セメント、肥料、石油化学製品、紙・パルプなど特定業種の新設企業を対象に40%までの外資の参加比率を認めるというもの。同国では、直接投資については、同国の工業化に必要な技術の移転を伴うことがその認可の要件とされている(その場合でも外資比率の限度は40%)ため、これまでは工業技術に乏しい産油国による証券投資は事実上認められなかった。

◇香港、銀行協会法が可決成立

1. 香港では12月17日、香港銀行協会法(The Hong Kong Association of Banks Bill 1980)が可決成立した。この結果、これまで銀行の任意団体として預金金利、外為手数料等のガイドラインを設定してきた為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、今後法定団体(香港銀行協会)へと改組され、その権限は一段と強化

◇パキスタン、無利子預金を創設

パキスタン政府は1月1日、国有商業銀行の預金として新たに Profit Loss Sharing(PLS)スキームと称する無利子預金を創設した。これは、同預金を受入れた国有商業銀行が従来の利払いに代え、企業等への投資から得た収益を6か月ごとに預入者に分配するという形をと

っており、同国政府が80年央以来推進している経済のイスラム化(イスラム教では元来利子を禁止<コーラン第2章275条>)の一環として採られたもの。新種預金は、貯蓄預金および6ヵ月以上の定期預金に従来の付利預金と並存する形で設定されており(ただし無利子預金の金額は、1口座当たり貯蓄預金が100ルピー以上、定期預金が1,000ルピー以上)、預入者はそのいずれかを選択することができる。なお、イスラム化の最終段階では、すべての商業銀行が預入者から無利子預金のみを受入れ、それを企業等に投資、証券投資等の形で供給し(注)、出資先企業の収益の一部を銀行と預入者とが配当の形で分配することによって、形式上預金、貸出とも無利子化することとされている。

(注) 同国では与信面ですでに80年6月 House Building Finance Corp. が、また同10月 National Investment Trust および Investment Corp. がそれぞれ住宅建築・設備投資資金の供給につき同種の無利子制度を導入している。

◇豪州、法定預金準備率を引上げ

豪州準備銀行は12月18日、商業銀行の法定預金準備率を従来の6%から1%引上げ7%とし、81年1月6日から実施する旨発表した(預金準備率の引上げは約1年ぶり)。なお、今次措置に伴う市中からの流動性吸収額は「約2.5億豪ドル」(サンダース副総裁)とされている。

今次措置の発表にあたりナイト総裁は、「資源開発関連を中心とした民間資本の大量流入等を背景にこのところマネーサプライが根強い増勢(M₃末残前年比、10月+13.2%)を示している状況にかんがみ、民間貸出の抑制を通じてマネーサプライの伸びを政府ガイドライン(同81年6月末残前年比、+9~11%)内に収めることをねらいとしたもの」と説明している。

法定預金準備率の推移

79年1月	4.5%
3月	5.5
12月	6.0
81年1月	7.0

共産圏諸国

◇ルーマニア、81年経済計画を発表

ルーマニア政府はこのほど81年経済計画を発表した。同国では70年代前半には重化学工業化路線の推進により、年率10%を越す高度経済成長を続けてきたが、77年以降は石油生産の伸び悩み等から経済成長率が鈍化してきている。このため、今回発表された81年計画の諸目標もひき続き控えめなものとなっている。同計画の主な特徴は次のとおり。

- (1) 鉱工業生産面では量的拡大を低めに押え(前年比+8.1%<80年計画同+11.4%>)、質と効率の向上を図っていく方針にあること。
- (2) 農業部門では前年が不振であったことから、高めの目標(前年比+9.0%)が設定されていること。
- (3) 貿易面では、対外債務が累増をみている折から輸出の振興(前年比+20%)、輸入の抑制が図られていること(輸出入合計の伸び、前年比+10%<80年計画同+14.8%)。
- (4) 消費者物価の上昇率見込みが今回初めて公表され、前年比+2.4%とされていること。

ルーマニアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1978年 実績	1979年 実績	1980年 計画	1981年 計画
国民所得	7.6	6.2	8.8	7.0
鉱工業総生産	9.0	8.0	11.4	8.1
農業総生産	2.4	5.0	4.7~6.0	9.0
投資	16.2	5.1	4.9	9.2
工業労働生産性	7.1	6.4	8.5	7.0
1人当り実質所得	8.3	3.1	n.a.	3.4
小売売上高	11.5	5.8	9.3	6.0
貿易	10.1	19.1	14.8	10.0 (うち輸出 200)
消費者物価	1.5	2.5	n.a.	2.4

◇中国、価格統制措置を発表

国務院は12月7日、「厳格な価格の統制、協議価格の調整に関する通達」を出した。これは企業活動の自由化を映じて、このところ企業による不当な価格引上げや便乗値上げなどの動きが広範化し国民経済面への悪影響が無視できなくなってきたため、価格統制を強化するためにとられたものと説明されている。その骨子は以下のとおり。

1. 政府によって価格が統制されている工・農業商品の小売価格については、価格遵守の徹底をはかる。
2. 価格決定が市場にゆだねられている商品の小売価格

(いわゆる協議価格)については、原則として12月7日時点の価格水準に据置(ただし価格引下げは可)。

3. 生鮮商品については、一定の季節価格を設定する。
4. すべての政府機関、企業体等は、商品の中継ぎなどで利鞘を稼いではならない。
5. 人民銀行は、貸付および現金の管理を強加し、企業等の買い付け販売活動を十分監督しなければならない。
6. 本通達の違反者に対しては、罰金の徴収、報奨金の支払停止、減給等の措置を講じることができる。

また特に重大な違反を行った企業体に対しては、営業停止命令を発動する。